

厚生労働省は7月24日、障害者総合支援法の地域生活支援事業に関連し、通学に関する移動支援を実施している市町村が、2013年度は全体の約57%にあたる993に上ることを明らかにした。そのうち157市町村は特段の要件を設けずに利用を認めている。通勤の移動支援については、約27%にあたる462市町村が事業化している。

いずれも同日の社会保障審議会障害者部会で資料として示した。同14日の同部会で厚生労働省が口頭説明したものを資料配布するよう座長の駒村康平・慶應義塾大教授が指示した。委員からは「実施市町村の数が意外と多い」との声が上がった。

通院などの移動支援は同法に基づく居宅介護などの個別給付の対象だが、通勤や長期にわたる外出の支援は対象外。一方、市町村による地域生活支援事業のメニューの一つである移動支援は、対象者や利用目的を柔軟に決めることができる。しかし、その運用実態は明確ではなかった。

通学や通勤の支援は同法施行3年後の見直しの論点の一つ。障害者団体からは通学、通勤も個別給付

で認めるよう求める意見がある一方、教育行政、労働行政の枠で対応すべきとの意見もある。

24日の同部会は、高齢障害者の問題が論点となった。障害福祉サービスに占める65歳以上の人の割合は増加傾向。介護保険に同様のサービスがある場合はそちらの利用に移ることが原則だ。

この原則には賛否がある。介護保険を利用すると介護報酬の1割が自己負担になり、利用を断念する人や控える人が発生する。これに着目する立場はこの原則に反対する。

一方、この原則がないと障害福祉サービスの利用者が今よりも増え、財政を圧迫してしまうとしてこの原則を容認する立場がある。

委員からは、この両視点からの意見が上がったほか、将来は介護保険と障害福祉サービスを一つの制度に統合すべきとの意見とその反対意見が出た。

なお、厚生労働省は、65歳になって介護保険サービスの利用に移った人の自己負担の変化などを調べ、今秋に結果をまとめる予定だ。

（福祉新聞・第2726号 2015年8月3日）